

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（ハローワークに係る地方分権について）の概要

概要

ハローワーク利用者の利便性を高めることを第一義として、国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな制度を構築する。

職業安定法の改正

地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和

- ① 地方公共団体が無料職業紹介を行う際の届出を廃止。民間事業者と同列に課されている規制（職業紹介責任者の選任等）や国の監督（事業停止命令等）の廃止。
- ② 法律上、地方公共団体が行う無料職業紹介を独立した章に位置づけ。
- ③ 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人情報及び求職情報のオンライン提供を法定化。

雇用対策法の改正

国と地方公共団体の連携を強化するため、雇用対策協定や地方公共団体の要請を法定化

- ① 国と地方公共団体は雇用施策について協定の締結や同一施設での一体的な実施により連携する旨を法律に明記。
- ② 地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請できる。
※ 国は実施の要否を遅滞なく地方公共団体に通知。
※ 国は、要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、予め、学識経験者等の意見を聴かなければならない。

施行日：公布の日から起算して3月を経過した日（平成28年8月20日）

1

職業安定法の改正について

地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和し、地方公共団体が地域事情に応じた創意工夫により無料職業紹介を実施できる体制を整備する。

現 行

【職業安定法】

- 地方公共団体が無料職業紹介を行う場合、職業紹介事業者として以下の規制が課される。
 - ① 事業開始・廃止の届出
 - ② その他各種規制
 - a) 国による助言指導、勧告、報告徴収、立入検査
 - b) 事業停止命令
 - c) 改善命令
 - d) 職業紹介責任者の選任
 - e) 帳簿の備え付け
 - f) 事業報告書の提出
 - g) 名義貸しの禁止
 - h) 性別等による差別的取扱の禁止
 - i) 労働条件等の明示
 - j) 個人情報の適正管理
 - k) 適格紹介
 - l) 労働争議への不介入
 - m) 取扱職種の種類等の明示
 - n) 守秘義務

【閣議決定】

- 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日）
- 「平成26年の地方からの提案等に対する対応方針」（平成27年1月30日）
- ハローワークの求人情報のオンライン提供（平成26年より実施）
- ハローワークの求職情報のオンライン提供（平成28年3月より実施予定）

緩和

改正後

【職業安定法】

- 民間の職業紹介事業者とは異なる位置づけ・公的な主体として無料職業紹介を実施できる。
 - ① **届出の廃止（通知のみ）**
 - ② その他各種規制の**見直し**
 - a) **廃止**（※）
 - b) **廃止**（※）
 - c) **廃止**（※）
 - d) **廃止**
 - e) **廃止**
 - f) **廃止**
 - g) 名義貸しの禁止
 - h) 性別等による差別的取扱の禁止
 - i) 労働条件等の明示
 - j) 個人情報の適正管理
 - k) 適格紹介
 - l) 労働争議への不介入
 - m) 取扱職種の種類等の明示
 - n) 守秘義務
- ※ 地方公共団体の行う無料職業紹介に法令上の問題が生じた際には、地方自治法に基づく是正の要求等の国の関与で対応。
- 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供する。

法定化

2

雇用対策法の改正について

国と地方公共団体が連携して雇用対策を講じるための「雇用対策協定」、国と地方公共団体が一体となってサービスを提供する一体的実施により、国と地方公共団体の連携を強化する。
 首長が職業の安定に必要な措置を国に要請できる仕組みも定める。

現 行

【雇用対策法】

- 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

連携策
の
具体化

改 正 後

【雇用対策法】

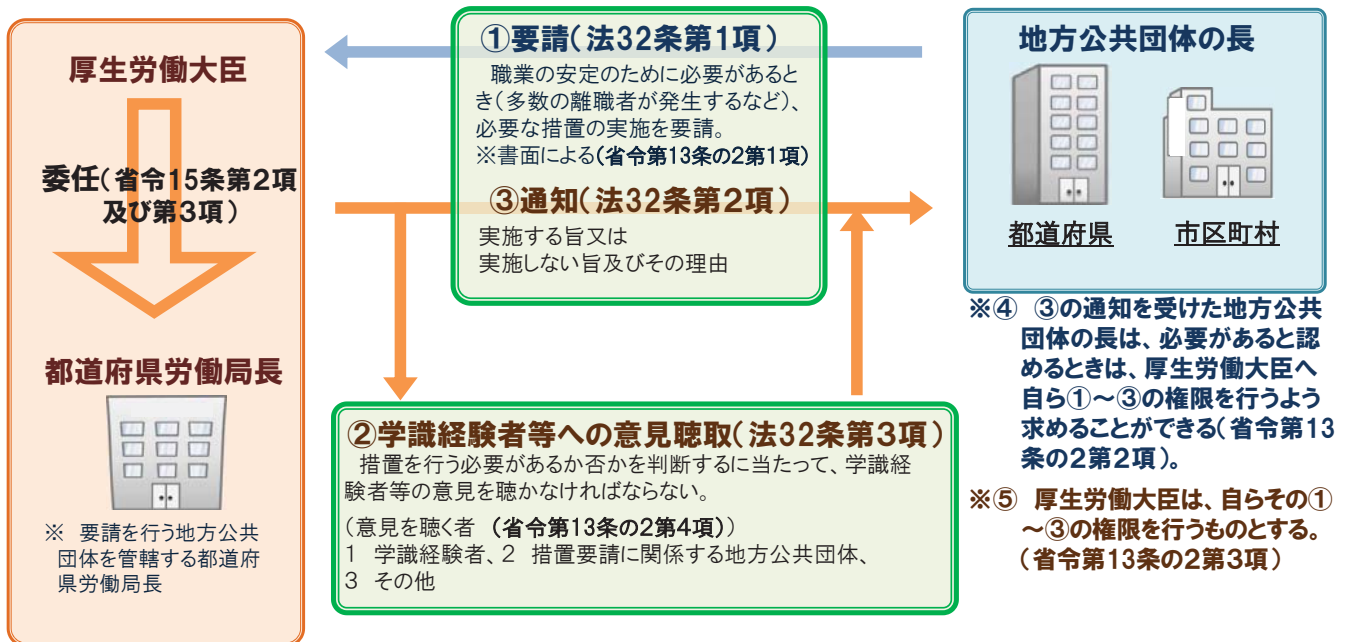
- 国と地方公共団体は雇用施策について協定の締結や同一施設での一体的な実施により連携する。
- 地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請できる。
 - ・ 国は実施の要否を遅滞なく地方公共団体に通知。
 - ・ 国は、要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、予め、学識経験者等の意見を聴かなければならない。

3

雇用対策法に基づく地方公共団体から国への要請

第6次地方分権一括法の一部施行（平成28年8月20日施行）

雇用対策法の一部改正を含む第6次地方分権一括法（平成28年法律第47号）により、国と地方公共団体の連携を強化するため、地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請することができることとされた（法第32条第1項）。



雇用対策協定に基づき要請がなされた場合は、その内容が法令又は予算に違反する場合その他の要請の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。(省令第13条の3第2項)

4